



審査報告書

受審企業／組織体情報：

企業／組織体名 東京都板橋区

所在地 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

トップマネジメント 板橋区長 坂本 健 様

環境管理副統括者 副区長 尾科 善彦 様

教育長 中川 修一 様

環境管理責任者 資源環境部長 岩田 雅彦 様

環境管理事務局長 環境政策課長 河野 雅彦 様

審査情報：

審査実施日 2023年11月15日～2023年11月17日

チームリーダー名 四柳 秀哉

登録番号	適用規格（審査基準）	審査種別
JQA-EM0333	ISO 14001:2015	定期審査

※「審査基準」には、適用規格に基づき受審企業／組織体が定めた手順が含まれます。

※ 審査報告書は、「JQA マネジメントシステム審査登録契約書」に従い、機密保持されます。
尚、審査報告書の写しを受審企業／組織体より外部に配付される場合、全ての頁が含まれていなければなりません。

1. 審査実施概要

1.1 審査の目的

当該マネジメントシステムが継続して要求事項に適合しているか否かを審査すること。（定期審査）

申込のあった変更に関する事項について審査すること。

1.2 審査の実施範囲

登録活動範囲より、プロセス／部署／サイトをサンプリングして実施（詳細については審査計画書を参照）。

1.3 審査対象期間

前回の更新審査より今回の定期審査まで

1.4 審査チーム

チームリーダー／チーム1 四柳 秀哉 (JQA 認定 ISO 14001 主任審査員)

チーム2 清水 一郎 (JQA 認定 ISO 14001 主任審査員)

1.5 審査対象人数：4,977名

— 以下余白 —

2. 審査結果

2.1 登録の維持に関する結論（定期審査）

今回の定期審査では、適用規格〔ISO 14001:2015〕の中で改善指摘事項が発見されませんでした。登録されているマネジメントシステムについて、システムが維持されていると判断致します。

この審査報告書は、審査情報を記録した審査詳細報告書を基に作成しています。

審査情報はサンプリングによって収集していますので、審査報告書の記述以外に改善指摘事項がないことを保証するものではありません。

2.2 登録証に関する結論

登録証記載事項に対し判断した結論は以下の通りです。

- ・今回、登録証変更について審査しました。2.1項の結果に従って、登録証の変更を推薦致します（3.5参照）

2.3 審査工数の確認

2.3.1 今回の審査工数：審査工数 5.0（人・日）、移動工数 0.0（人・日）

2.3.2 次回以降の審査工数の予定

	定期		更新
	1	2	
定期審査回数			
審査工数（人・日）		5.0	11.0
移動工数（人・日）		0.0	0.0

次回審査は、実施の3ヶ月前を目処にお送りする「日程のご案内」に基づき、実施させていただきます。

— 以下余白 —

3. 審査所見

3.1 総合所見

今回の定期審査では、要求事項に対する適合性及び登録内容変更連絡表による変更に関する適切性の視点で審査を行い、以下の事項が確認されました。

1) 活動の状況

学校や公共施設の ZEB 化や他の自治体との連携による木材の活用など、持続可能な EMS 活動が進められています。また、いたばし Pay と環境アクションポイントの連携や、ゼロカーボンのロゴマークの策定、本庁舎を含む公共施設へウォーターサーバーを設置するなど、目に見える形で区民の意識向上も図っており、区長のリーダーシップのもと、板橋区環境基本計画 2025、板橋区地球温暖化対策実行計画 2025 等の実現に向け積極的に取り組んでいます。

- ・環境目標については、環境管理事務局を中心に、2025 年の達成に向けて PDCA を回しながら取り組んでおり、一部バラツキはあるものの概ね良好に推移しています。

- ・今年度の内部環境監査では、重大不適合：1 件、軽微不適合：1 件、観察：2 件が検出され、内部監査が機能していると推察されます。

- ・改正された大気汚染防止法や労働安全衛生法などへの対応も実施され、各部署での順守評価も概ね機能していると推察されます。但し、関連法令順守に若干の弱みを感じられます。(改善の機会参照)

- ・登録内容変更連絡表による変更に対し、変更後も問題なく運用していることを確認しました。

- ・グッドポイントに示したような多数の成果が出ており、組織の意図した成果の達成に向けて、EMS 活動が有効に実施されていることを確認しました。

2) 今後の課題

今回の審査で観察された事象(改善の機会)から、計画及び運用プロセスに若干の改善の余地が感じられます。特に本庁舎以外の部署における法令順守に関する理解度を深める必要性が感じられます。これらの観察された事象(改善の機会)を参考にいただき、継続的改善に取り組み、意図した成果の実現に向けた環境パフォーマンスの更なる向上を期待致します。

今回の定期及び変更審査におきまして、環境目標の活動状況、内部監査の実施状況、その他マネジメントシステムの運用状況より、マネジメントシステムは有効に機能していることが確認できました。

3.2 改善指摘事項

今回の審査においては発見されませんでした。

3.3 観察された事象(グッドポイント/改善の機会)

【グッドポイント】

1. 子ども家庭部子ども政策課では、環境目標であるペーパーレス化について、基本的に電子決裁の実施、社内・社外打合せ時のPC及びルーターの活用、資料の電子化等により、2022年度の紙の使用量を前年度比約17万枚減、削減率：約42%の成果を上げています。この取り組みは、環境資源の保護ばかりではなく、本来業務の効率化による環境負荷低減にもつながる優れた取組みと評価できます。
(子ども家庭部子ども政策課) T1

2. 福祉部生活支援課では、2023年7月よりフードパントリー事業を立上げ活動しています。この活動は、板橋区内の企業から食品(防災食品など)を提供してもらい、貧困で苦しんでいるひとり親世帯に提供し支援する事業です。この取り組みは、食品の支援だけでなく、企業と貧困者を繋ぎ、フードロス低減に繋がる優れた取組みとして評価できます。
(福祉部生活支援課) T1

3. 政策経営部施設経営課では、小中学校のZEB化に取り組んでいました。断熱材の厚さやコストなど、まだ課題があるようですが、解決に向けて着実に進んでいることを確認しました。区施設の整備におけるゼロエミッション化の推進に寄与する取り組みを評価します。
(政策経営部施設経営課) T2

4. 土木部土木計画・交通安全課では、駐輪場の機械化、シェアサイクルの活用に取り組み、自転車の利用推進に寄与していました。キックボードを含むシェアサイクルの登録者は6万人を超えるとのこと。板橋区全体の省エネルギーに寄与できる取り組みを評価します。
(土木部土木計画・交通安全課) T2

5. 資源環境部資源循環推進課では、2024年4月から施行されるプラスチック資源回収事業の開始に伴い、住民説明会の実施等、スケジュールに基づいて着実に実行していました。住民説明会のアンケートでは、90%以上の理解率で、施行によりリサイクル率が3%上昇、5382t-CO2の削減効果があるとのことでした。循環型社会に資する取り組みを評価します。
(資源環境部資源循環推進課) T2

6. 板橋健康福祉センターでは、事務手続きの重複廃止のため、医療と福祉の連携に取り組んでいました。区民の相談に対して何回も同じことを言わなくてもいいようにワンストップサービスで解決できるように対応しています。業務効率化による区民サービスの向上と、結果的に省エネルギーに繋がる取り組みを評価します。
(板橋健康福祉センター) T2

7. 仲宿地域センターでは、環境行動委員会で町内会とともに環境活動に取り組み、2023年3月には給食の廃油を利用した石鹼製造工場で研修を行っていました。地域の環境活動向上に寄与する取り組みを評価します。

(仲宿地域センター) T2

8. 資源環境部環境政策課では、引き続きスマートシティの推進に取り組んでいました。一例をあげると、2022年度は宅配BOXの導入助成により51軒の住宅に設置、アンケートから推計すると年間1500kgのCO2削減効果があったとのことでした。今年度も引き続き設置が進んでいるとのことで、省エネルギー及び長時間労働による社会的損失の防止に資する取り組みを評価します。

(資源環境部環境政策課) T2

9. 都市整備部建築指導課では、建築確認申請の事前相談等の書類の電子化に取り組み、2023年10月より建築情報案内システムを稼働していました。従来建築業者から申請があると、職員が手作業で書類を検索し、コピーしていたものが、端末から出力できることになり、業者の待ち時間も大幅に減少し、非常に好評とのことでした。現在は記載事項証明の電子化にも取り組んでおり、その結果1700時間/年の労働時間削減効果が見込まれるとのことでした。業務効率化により、結果として省エネルギーにも寄与している事例として高く評価します。

(都市整備部建築指導課) T2

【改善の機会】

<計画>

1. 総務部契約管財課では、今年非常用発電装置・燃料タンクを更新していました。環境マニュアルでは、「法律や条例等の届出が必要な施設・設備を新たに設置もしくは入替をしたときに環境影響評価を実施する」ことが規定されていますが、ヒアリングでは影響評価の実施については不明確でした。影響評価の実施運用について検討の余地があります。

(総務部契約管財課・環境管理事務局、6.1.2) T2

2. 環境管理事務局では、各教育機関に対して、第一種特定製品について、フロン排出抑制法に基づき、簡易点検を3ヶ月以内に実施することを通達などで周知していますが、簡易点検記録簿の点検時期が4月～6月・7月～9月・10月～12月・1月～3月となっており、3ヶ月を過ぎてしまうリスクを軽減する観点で、記録簿のフォーマットを検討する余地があります。

(環境管理事務局、6.1.3) T1

3. 環境管理事務局では、板橋第三中学校に対して自己点検リストとして、フロン排出抑制法・廃棄物処理法・毒物および劇物取締法についての管理状況の確認依頼をしていますが、産業廃棄物保管場所には洗濯機が保管されており、家電リサイクル法も順守義務と考えられます。対象となる順守義務(守るべき法令等)を漏れなく特定することに改善の余地があります。

(環境管理事務局、6.1.3) T1

<運用>

1. 板橋第三中学校では、産業廃棄物について法令で定められた掲示を行い、適正に分別管理していますが、水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯）は、周囲がコンクリートであり、専用容器に入れる時や地震等により破損し水銀が飛散するリスク低減の観点から、例えば接触部に緩衝材を設けるなど破損防止に関して検討の余地があります。

(板橋第三中学校、8.1) T1

2. 土木部土木計画・交通安全課では、売却できない放置自転車を産業廃棄物として処分しています。マニフェスト伝票を確認したところ、一部のマニフェストがA票からE票までが綴られたまま保管されているものがありました。排出者控えであるA票を手元保管せず、A票ごと収集運搬業者に引き渡したことが推察されます。マニフェストの運用の徹底について改善の余地があります。

(土木部土木計画・交通安全課、8.1) T2

3. 仲宿地域センターでは、倉庫に消毒用エタノールが仮置き（一斗缶5缶）されていました。少量危険物貯蔵取扱所の届出はなく、指定数量の1/5（80L）を超過していました。コロナ禍において消毒用アルコールの保管に特例措置があるか等、現状の保管方法が適切なかの確認する余地があります。

(仲宿地域センター、8.1) T2

3.4 活動の確認

以下項目について、今回の審査範囲で確認した結果を示します。なお、該当するものがある場合、「3.3 観察された事象」に記載しました。

3.4.1 マネジメントシステムの目標への対応状況

目標の確立、計画及び実施に、改善指摘事項は発見されませんでした。

3.4.2 苦情への対応状況

苦情への対応に改善指摘事項は発見されませんでした。

発生した苦情への対応概要（主要なもの）

前回の更新以降、苦情の発生はありませんでした。

3.4.3 法令・規制要求事項への対応状況

今回の審査で着目した法令・規制要求事項

- ・省エネ法：定期報告書（2023年7月12日 関東経済産業局／関東地方環境事務所宛提出）、中長期計画書（2023年7月12日 関東経済産業局／関東地方環境事務所宛提出）
- ・廃棄物処理法：産業廃棄物管理票交付状況等報告書（2023年6月28日 東京都知事宛提出）、マニフェスト管理状況、収集運搬及び中間処理業者との契約書、許可証有効期間、産業廃棄物保管場所の管理状況、特別管理産業廃棄物管理責任者変更報告書（2022年10月12日 東京都知事宛提出）
- ・フロン排出抑制法：空調機器簡易点検記録簿、冷媒漏えい点検・整備記録簿
- ・毒物劇物取締法：化学物質使用管理簿、化学物質在庫確認簿、医薬用外毒物・劇物の表示、SDS、施錠などの管理状況
- ・PCB 特措法：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書（2023年1月25日 東京都知事宛提出）

法令・規制要求事項を順守するためのプロセス及びその運用に、改善指摘事項は発見されませんでした。

3.4.4 内部監査の状況

組織の内部監査の以下事項において、改善指摘事項は発見されませんでした。

- ・組織の内部監査プログラムが計画されていました。
- ・組織の内部監査プログラムに従って実施されていました。
- ・不適合が発生していた場合、必要な処置が計画若しくは実施されていました。

3.4.5 マネジメントレビューの状況

組織のマネジメントレビューの以下事項において、改善指摘事項は発見されませんでした。

- ・予め定めた間隔でマネジメントレビューが実施されていました。
- ・必要な情報がインプット若しくは考慮がされていました。
- ・アウトプットに対して、必要な処置が計画若しくは実施されていました。

3.4.6 登録の公表及び登録マークの使用について

公表／使用の有無： 有 無

公表／使用の適切性： 適切 不適切

確認対象物：ホームページでの公表、登録証の掲示による公表、配布用の環境方針での使用を確認しました。名刺に登録マークの使用はありません。

3.4.7 前回の改善指摘事項に対する是正処置効果の確認

前回の審査では、改善指摘事項は記録されておりません。

3.4.8 地下水・土壌汚染について

前回の審査以降で追記事項はありませんでした。

3.5 マネジメントシステムにおける変更の確認

- ・変更審査／変更の確認を実施しました。

登録内容変更連絡書(管理番号:EM0333-016)「関連事業所削除及び組織の追加」に関して、削除後の状況及び追加組織のEMSの活動状況を確認しました。

変更内容：関連事業所の削除及び組織の追加

- ①削除事業所：みどりの苑及びびいずみの苑
- ②追加組織：高島平まちづくり推進課

a) 変更を確認したプロセス／部署

環境管理事務局へのインタビュー及び審査にて確認しました。

b) 変更後の適用範囲の適切性について

関連事業所の削除及び組織の追加について、審査結果及び環境マネジメントマニュアル等の確認により、適切性に問題ないと判断しました。

c) 変更可否の結論に至った審査内容や根拠

①削除されたみどりの苑及びびいずみの苑は、環境マネジメントマニュアル中の実行組織から削除され、跡地の土壌汚染等その他、継続的な不具合は発生していません。現在は民営化され民間企業にて施設運営が継続されています。

②新設の高島平まちづくり推進課は、昨年までまちづくり調整課のひとつの係としてEMS活動を行っており、クレームや社内不適合、環境内部監査でも、大きな問題は観察されておらず、課として新設された今年度も要求事項に適切した適切な運用状況が確認できました。

- ・変更審査／変更の確認ではありませんが、システムに変更があったため確認しました。

a) 環境管理副統括者及び環境管理事務局長の交代

環境管理副統括者：(旧) 副区長 橋本正彦様 → (新) 副区長 尾科善彦様 (2023年7月1日付)

環境管理事務局長：(旧) 環境政策課長 宮津毅様 → (新) 環境政策課長 河野雅彦様 (2023年7月1日付)

b) マニュアル改版：マニュアルの改定は、2023年4月1日(第32版)に行われ、組織の役割・責任及び権限、環境目標の変更が主な改版理由でした。

c) 法令及びその他要求事項の追加、変更等

- ・大気汚染防止法：5施設が対象外としていました。
- ・労働安全衛生法：化学物質等管理手順書にリスクアセスメントを追記していました。
- ・フロン排出抑制法：特定フロン等使用機器管理手順書に簡易点検の対象から常時監視システムを除外することを追記していました。

d) 生産設備の追加、削除：該当する設備等はありませんでした。

e) 環境関連設備の追加、削除：該当する設備等はありませんでした。

4. 補足

4.1 受領文書

- 要求事項とプロセスのマトリックス表 組織図
- 環境マニュアル
- オープニング／クロージングミーティング出席者の記録 その他
- ・ 受領した文書は、認証判定等のために使用させていただきます。
 - ・ 受領したもの以外のお借りした文書（許可を頂いてコピーしたものや電子ファイルを含む）は、審査最終日に返却若しくは作業終了後に責任を持って消却・消去致します。

— 以下余白 —

5. 審査概要

ISO 14001:2015 要求項目	各審査で発見された 改善指摘事項の件数	審査サイクル			今回審査における 改善指摘事項 識別番号
		定期1	定期2	更新	
4.1	組織及びその状況の理解	0			
4.2	利害関係者のニーズ及び期待の理解	0			
4.3	環境マネジメントシステムの適用範囲の決定	0			
4.4	環境マネジメントシステム	0			
5.1	リーダーシップ及びコミットメント	0			
5.2	環境方針	0			
5.3	組織の役割、責任及び権限	0			
6.1	リスク及び機会への取組み	0			
6.2	環境目標及びそれを達成するための計画策定	0			
7.1	資源	0			
7.2	力量	0			
7.3	認識	0			
7.4	コミュニケーション	0			
7.5	文書化した情報	0			
8.1	運用の計画及び管理	0			
8.2	緊急事態への準備及び対応	0			
9.1	監視、測定、分析及び評価	0			
9.2	内部監査	0			
9.3	マネジメントレビュー	0			
10.1	改善 一般	0			
10.2	不適合及び是正処置	0			
10.3	継続的改善	0			

注：この表に記載されている数字は、改善指摘事項の件数を示します。“0”は改善指摘事項が無かったことを示します。